**愛媛県がん情報データベース計画情報利用申請書**

愛媛県がん情報データベース委員会

**申請者・所属・役職・氏名**

（押印不要）

**申請者連絡先：**（住所・メールアドレス・電話番号など）

**申請計画名**：

**提出資料**

* ＊研究計画書
* ＊必要項目一覧
* 情報公開文書
* その他（申請計画の審査に必要なもの）：『分担協力者 一覧』など

＊は（必須）。　情報公開文書は計画によっては不要となる可能性はありますが、殆どの場合必要と思われる。

**以下を読み、了承した場合にチェックを入れてください**

* 愛媛県がん情報データベース計画のデータを利用する研究は全て、『愛媛県のがん情報を活用するための院内がん登録を中心とした愛媛県がん情報を集約したデータベースの構築と活用に関する研究（愛媛県がん情報データベース計画）』の付随研究となる。既に他の機関で承認された大きな研究の一部としてデータを利用したい場合は、利用したい部分を抜き出した計画書を一つ立てて申請する。
* 愛媛県がん情報データベース計画のデータは、その中央倫理審査委員会となる四国がんセンター倫理審査委員会（IRB）の承認を受けた場合のみ研究目的の利用が出来る。
* 四国がんセンター倫理審査委員会へ申請に先立って、愛媛県がん情報データベース委員会（データベース委員会）へ申請し、審議を受ける義務がある。
* データベース委員会の求めがあれば、委員にweb会議で研究計画について説明する。
* 計画について、データベース委員会が計画の変更の勧告を行うことがある。
* 勧告に従って変更した場合は再度データベース委員会の審議を受けることが出来る。
* データベース委員会は審議後『データベース利用研究計画への評価書』をつける。
* IRB申請には、『四国がんセンター倫理審査申請書』等の書類が別途必要である。
* その際、データベース委員会から提供された受付番号（ECIDBP-）を記載する。
* IRBが承認した場合でもデータベース委員会が不適切と判断した申請にはデータを提供しない。
* 提供されたデータを学会・論文などで公表する前に、事前にデータベース委員会事務局へ提示する。
* 公表する際には『愛媛県がん情報データベース計画』由来のデータであると明示する。

（申請書はpdf化して、愛媛県がん情報データベース計画事務局に送ってください）